

～住宅応急修理制度の手続きの流れ～

1 区へ応急修理の申込み (申込者 ⇒ 区)

以下の書類を揃え、裏面の【受付窓口（申請書類提出先）】に提出してください。
受領時に施工業者のリストをお渡しします。（リストにない業者に依頼することも可能です。）

【申込み必要書類】◎書類の様式等は区のホームページからダウンロードできます。

※押印は朱肉を使用してください。（スタンプ印不可。）

- ①住宅の応急修理申込書（様式第1号）
- ②住民票、免許証、保険証等、世帯が居住する住宅の所在が確認できる証明書類のコピー
- ③「災害救助法に基づき災証明書」のコピー
- ④住宅の被害状況に関する申出書（参考資料1様式）
- ⑤「住宅の応急修理」申込チェックシート（参考資料2様式）
- ⑥資力に関する申出書（様式第2号）※住家被害が全壊・大規模半壊の場合は不要
- ⑦借家の応急修理にかかる所有者の同意書 ※借家の場合のみ提出。

2 区から申込者（被災者）へ申込書の写し等の送付 (区 ⇒ 申込者)

区は、提出された書類の内容を確認し、要件を満たしている方へ、申込書の写しと施工業者に渡していただく書類（下記③の「見積り依頼時に施工業者へ渡す書類」）を郵送でお送りします。

3 申込者（被災者）から施工業者へ応急修理見積書の作成を依頼する (申込者⇒施工業者)

- ① 申込み受付時に、施工業者のリストをお渡ししますので、リストを参考に業者を選んでください。ただし、リストにない業者に依頼することも可能です（応急修理業者指定願書の提出必須）。
- ② 応急修理を依頼する施工業者に応急修理見積書および工事の詳細がわかる見積内訳（様式の指定はありません）を2部作成してもらい、工事内容の確認後、申込者（被災者）の記名・押印をしてください。※押印は朱肉を使用してください。（スタンプ印不可。）

【注意事項】

令和2年 5月20日 9月18日まで（※）に工事が完了し、工事完了報告書等の提出ができる工事のみ、本制度の対象となります。※工事完了期限が延長となりました。令和2年9月18日までに工事が完了しない見込みである場合は事前に区へご相談ください。

【施工業者様へのお願い】

応急修理見積書（区指定様式あり）の作成時には、事前に応急修理対象分費用の算出方法についてご相談ください。

（記名・押印前に、詳細がわかる見積内訳、平面図等を添付して区へご持参または郵送ください。）

見積り依頼時に施工業者へ渡す書類（書類は区から申込者あてに郵送します）

- | | |
|-------------------|----------------------|
| ・ 応急修理工事の施工業者様へ | ・ 応急修理見積書（様式、記入例）（◎） |
| ・ 住宅応急修理制度の手続きの流れ | ・ 住宅の応急修理にかかる工事例 |
| ・ 応急修理工事の写真について | |

◎書類の様式等は区のホームページからもダウンロードできます。

4 区へ応急修理見積書等を提出 (施工業者または申込者 ⇒ 区)

◎施工業者または申込者（被災者）は、区へ応急修理見積書（2部）、工事の詳細がわかる見積内訳（2部）、工事前写真（1部）、工事箇所がわかる資料（住宅の平面図、立面図に工事箇所を示したもの等、1部）を提出してください。

裏面あり

◎区が配布する施工業者リスト以外の施行業者に依頼する場合は、「住宅の応急修理業者指定願書」もこの時まで提出してください。

5 区から施工業者へ修理依頼書を送付 (区 ⇒ 施工業者・申込者)

◎区は、見積書等の内容を確認後、施工業者へ住宅応急修理依頼書（応急修理制度分の金額が記載されています）と、区と施工業者様間の契約手続きに必要な書類（請書）等を送付します。

また、申込者（被災者）には、住宅応急修理実施連絡書（応急修理制度分の金額が記載されています）を送付します。

◎施工業者は申込者（被災者）へ、区から工事依頼があった旨を連絡してください。

6 応急修理対象外の工事にかかる契約の締結 (申込者 ⇄ 施工業者)

◎応急修理制度対象外の工事や、応急修理制度の限度額（59万5千円又は30万円）を超える部分の工事については、直接、施工業者と契約し、代金を支払ってください。

◎すでに施工業者と契約を結んでいる場合は、区から施工業者に支払われる金額を差し引いた金額に、契約変更をお願いいたします。（契約変更前に、応急修理制度分を含む工事費用を全額支払っていた場合は、本制度の対象となりませんのでご注意ください。）

例：総工事費 100万円（税込）－応急修理分 59万5千円（税込）

＝申込者（被災者）負担額 40万5千円（税込）

7 工事の実施 (施工業者)

◎施工業者は申込者（被災者）と日程調整をした上で、応急修理を実施します。

◎応急修理の工事を行う箇所の写真を撮影してください。（工事中・工事後）

写真の撮り方は別紙「応急修理工事の写真について」をご覧ください。

複数の部屋の床、壁等の工事が応急修理制度の対象となる場合は、対象となる全ての箇所（部屋）の写真の提出が必要です。

8 工事完了の報告・費用の請求 (施工業者 ⇒ 区)

◎施工業者は工事完了報告書と工事写真（工事前・工事中・工事後）等を区に提出します。

◎区は工事が契約（依頼）どおり行われたことを確認後、施工業者からの請求に基づき、応急修理制度分の費用を施工業者へ支払います。

※応急修理制度対象外の工事費用や応急修理制度の限度額を超える部分の工事費用は、申込者（被災者）から施工業者へ直接支払ってください。

工事完了報告・費用請求書類の提出期限

令和2年 5月20日 9月18日まで ※期限が延長となりました。

令和2年9月18日までに工事が完了しない見込みである場合はお早めに区へご相談ください。

【受付窓口（申請書類提出先）】

場 所	受付時間	電話番号等
世田谷区都市整備政策部居住支援課（旧課名：住宅課） 世田谷区世田谷4-21-27 （区役所第3庁舎プレハブ棟1階⑩番窓口）	平日 8：30～ 17：00	電話 03-5432-2499 FAX 03-5432-3040

<郵送の場合の提出先>

〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27 世田谷区 都市整備政策部 居住支援課あて

【必要書類の様式について】 区のホームページからダウンロードできます。

[トップページ](#)>[目次から探す](#)>[住まい・街づくり・環境](#)>[住まい・建築・区施設整備](#)>[住まい](#)>

[住まいに関する情報・相談](#)>[台風第19号により被災した住宅の応急修理について](#)

URL： <https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/sumai/002/001/001/d00182688.html>